# パラメータ発明の拒絶・無効理由への対応

## ― 中国と日本の比較検討 ―

朱丹・王銘浩「中国審査実務におけるパラメータ発明に関わる拒絶理由への対応策」（パテント Vol.79 No.9）を素材として

2026 年 11 月 3 日初版／2026 年 11 月 4 日改訂

Claude Opus 5.5

**凡例**　**【確認事実】**は一次資料（日本の審査基準・審査ハンドブック・判決・特許庁公表資料、中国国家知識産権局の公表資料）または対象論文で確認した内容、**【考察】**は筆者の分析・推論を示す。中国の審査指南・無効審決・最高人民法院判決の内容は、特記しない限り対象論文の記載に依拠しており、中国語原文とは照合していない。

## 要旨

1. **規範の骨格は日中でほぼ共通**である。明確性は「定義・測定方法の一義性」、新規性は「推定（中国）／一応の合理的な疑い（日本）」による反証負担の転換、進歩性・記載要件は「パラメータと技術効果の関連性」の実証が鍵となる [1,2]。
2. **大きな差の一つは無効手続における訂正の幅**である。中国の無効手続での請求項の修正は、原則として登録時の請求項に含まれる技術的特徴を基礎とし、明細書・図面の技術特徴を導入して限定することは認められない [3]。日本は明細書・図面の記載範囲内で減縮訂正を検討できる [4]。対象論文は、このため中国ではサポート要件違反と判断されると完全無効となるリスクが他国より高いとする。
3. **規定の置き方にも差がある**。中国審査指南にも、パラメータによる物の特定に関する明瞭性・新規性の規定に加え、寸法・温度範囲その他のパラメータの選択に関する進歩性の規定（選択発明）がある [5]。ただし、独自パラメータで特定された発明の具体的判断は無効審決・裁判例に依存する部分が大きい。日本は「一応の合理的な疑い」の類型や数値限定の臨界的意義などを審査基準・審査ハンドブックに明記している。中国では 2026 年 1 月 1 日施行の改正で進歩性の評価方法（技術方案全体での評価等）が明確化された [6]。
4. **出願後の実験データ**は、証明対象ごとに扱いが異なる。進歩性では、日本は当初明細書等から推論できる効果まで、中国（化学分野の規定）は開示内容から得られる効果までを裏付ける資料として扱う [7,8]。新規性では引用発明との相違を示す資料にも使える。他方、当初開示に欠ける内容を後から補って記載要件を充足させることは、両国とも認められない [9,10]。

5. **日本で特に留意すべき論点**として、測定方法の記載不足は、明確性要件違反による無効の問題に加え、侵害訴訟での請求項解釈・充足性の問題にもなり得る。審判実務者研究会報告書 2025 は、測定方法が一義的に特定されない場合に権利範囲が狭く解釈される裁判例の傾向を紹介している [11]。
6. **実務上の結論（考察）**：定義・測定方法、実現手段、技術的意義、範囲内外の実施例・比較例を充実させることは、日中共通のリスク低減策となる。ただし、一方の国で要件を満たせば他方も満たすという関係にはない。共通の技術的開示を充実させたうえで、請求項の構成、補正・訂正の余地、権利行使時の解釈は各国の制度に応じて設計する。

# 1. 対象論文の概要

## 1.1 書誌と問題意識

**【確認事実】**対象論文は、中国弁護士・弁理士の朱丹氏と中国弁理士の王銘浩氏による論考である [1]。著者らは、国家知識産権局（CNIPA）が「知的財産強国建設綱要（2021～2035 年）」等の下で審査品質の向上を掲げ、その結果、拒絶理由への応答時に出願人の主張に対してより十分な理由説明が求められるようになっており、パラメータ発明でその傾向が顕著であると指摘する。また、中国審査指南はパラメータ発明に関して明瞭性と新規性の審査にのみ言及し、進歩性等には関連規定がなく、事例・判断基準が詳細とはいえないとする。ただし、審査指南には選択発明としてパラメータの選択に関する進歩性の規定も存在する（2.1 参照）。

著者らは商用データベース（Patsnap）で「パラメータ限定」と新規性・進歩性をキーワードに無効審決を検索し、全部無効となった割合が 2000～2020 年の約 42%から 2021～2025 年の約 56%に上昇したとする。ただし著者自身が「大変大雑把な統計方法」と留保している。

## 1.2 論点別の判断ルール・事例・対応策

**表 1　対象論文の論点整理（中国）**

| 論点 | 中国の判断ルール（論文の整理） | 主な事例（括弧内は審決年） | 論文の対応策 |
|---|---|---|---|
| 明瞭性 | 当業者がパラメータを正確に測定できる程度に、定義・測定方法が明細書に記載されているか（審査指南第 2 部第 2 章 3.2.2、第 10 章 4.3） | 無効審決 53229 号（2022）バリ長さ：定義と測定条件が不明瞭／564757 号（2023）休止角：GB 規格を記載しても不明瞭／584505 号（2025）CPVC：JIS 記載で測定可能 | 定義・測定方法の明記（自己定義パラメータは必須）。拒絶時は明細書の文脈と公知常識証拠で反論 |

| 論点 | 中国の判断ルール（論文の整理） | 主な事例（括弧内は審決年） | 論文の対応策 |
|---|---|---|---|
| 新規性 | パラメータで引例と区別できなければ同一と推定（第 2 部第 3 章 3.2.5、第 10 章 5.3）。実務上は原料・加工プロセスが類似なら推定 | 560904 号（2023）固有粘度：原料構造の相違から推定を否定／584361 号（2025）Al 合金：冷却速度が引例と共通で推定維持 | 明細書のパラメータ実現手段と比較例で「限定作用」を立証。追加比較例の補足提出 |
| 進歩性 | 三歩法の第 2 ステップ（実際に解決した技術課題の確定）で、パラメータと技術効果の関連性が問われる | 561926 号（2023）調味料 pH：関連性を示すデータなし／564483 号（2024）・587759 号（2025）研磨パッド：組成とパラメータの組合せを一体と認めず | 範囲内の実施例（正面）と範囲外の比較例（反面）の両方を記載。補足データは補助的 |
| 実施可能要件 | 専利法 26 条 3 項。最高人民法院司法解釈（2020 年 9 月 12 日施行）の 3 類型：(1)技術手段を実施できない、(2)実施しても課題を解決できない、(3)確認に過度の試行錯誤を要する | 563221 号（2023）電池の計算式パラメータ：実証データなし／567371 号（2024）相関する 2 粒径パラメータの独立制御法なし／50123 号（2021）一般的パラメータで実施可能／585002 号（2025）脆性の測定方法・データなし | パラメータの調整手段・製造方法、評価方法と評価データの明記 |
| サポート要件 | 請求項の範囲に課題を解決できない内容が含まれ、それを排除するのに過度の試行錯誤を要すれば違反 | (2023)最高法知行終 37 号：数値上限なし／同 1083 号：実施例範囲を大きく超える数値範囲／586177 号（2025）：効果を表す性能パラメータ | 上下限の明記、実施例近傍の範囲設定、性能パラメータを構成要件にしない、従属項の階層化 |

出所：対象論文[1]をもとに作成。

## 2. 比較の前提：制度上の三つの違い

### 2.1 パラメータ発明に関する規定の置き方

**【確認事実】**中国審査指南は、パラメータによる物の特定について明瞭性（第 2 部第 2 章 3.2.2、第 10 章 4.3）と新規性（第 2 部第 3 章 3.2.5、第 10 章 5.3）の規定を置く[1]。進歩性についても、選択発明の規定（第 2 部第 4 章 4.3(2)）が、可能で有限な範囲内で具体的な寸法・温度範囲その他のパラメータを選択した発明について、その選択が当業者の常規手段で得られ、予期できない技術効果もない場合は進歩性を有しないとする[5]。さらに 2026 年 1 月 1 日施行の改正で第 2 部第 4 章 6.4 が全面的に改められ、進歩性は請求項の技術方案全体で評価すること、課題の解決に

貢献しない特徴は請求項に記載しても通常は進歩性に影響しないこと、先行技術に対する貢献をもたらす特徴は請求項に記載しなければ考慮されないことが明確化された[6]。

日本の審査基準は、(i)機能・特性等を用いて物を特定する記載の明確性（第 II 部第 2 章第 3 節 4.1）[12]、(ii)機能・特性等の記載により引用発明との厳密な対比ができない場合の「一応の合理的な疑い」に基づく新規性・進歩性の拒絶（第 III 部第 2 章第 4 節 2.2.2）と、数値限定の進歩性・臨界的意義（同 6.2）[2]、(iii)機能・特性等で特定された物の実施可能要件（第 II 部第 1 章第 1 節 3.1.1）[13]を規定し、審査ハンドブック 3219・3220 が「一応の合理的な疑い」を抱く場合の類型を例示している[14]。なお、令和 8 年 7 月 1 日以降の審査に適用される審査基準改訂は、これらの部分を改訂対象としていない[15]。

**【考察】**「中国には関連規定がない」のではなく、独自パラメータで特定された発明に特化した判断の型が、日本ほど審査基準類に例示されていない、と整理するのが正確である。中国で記載要件を含む具体的な判断を理解するには、一般規定に加えて無効審決・裁判例の検討が欠かせない。対象論文が挙げる、同じく公知の標準規格による測定方法を記載していても結論が分かれた例（564757 号と 584505 号）はその一例だが、本書で比較した範囲の規定・事例から、両国の予見可能性の高低を一般的に結論付けることはできない。

2026 年改正の 6.4 は、パラメータ発明にとっても意味を持つと考えられる。パラメータ限定が課題の解決に貢献することを示せなければ、請求項に記載しても進歩性の根拠になりにくい、という対象論文の指摘（3.3）と方向性が一致するためである。ただし、同改正がパラメータ発明の審査実務にどう反映されるかは、今後の審決・裁判例で確認する必要がある。

## 2.2　無効手続における訂正の幅（最重要）

**【確認事実】**中国では 2017 年の審査指南改正により、無効宣告手続での「請求項の更なる限定」が認められたが、明細書・図面の技術特徴を導入して限定することは認められない。CNIPA は、請求項の公示機能と修正の予測可能性を理由に挙げる[3]。対象論文も、無効審判での補正の余地は特許請求の範囲の開示情報に限られ、サポート要件違反と判断されれば完全無効となるリスクが他国より高いとする[1]。

もっとも、許容される修正は文言の機械的な転記に限られない。最高人民法院知識産権法廷は(2023)最高法知行終 1059 号（2024 年 12 月 20 日判決）で、他の請求項の技術的特徴を加える場合でも、その文言をそのまま転記する必要はなく、追加する内容が元の請求項の記載から直接・

明確に確定できればよいとし、審査指南の修正方式の列挙は例示であるとした[16]。これは明細書のみに記載された特徴を自由に追加できるという趣旨ではない。

日本では、無効審判における訂正請求（特許法 134 条の 2 第 1 項）は特許請求の範囲の減縮等を目的とし、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内で、実質上特許請求の範囲を拡張・変更しない限り可能である（同条 9 項による 126 条 5 項・6 項の準用）[4]。

**【考察】**制度上、日本では明細書の実施例や好適範囲を根拠に減縮訂正を検討できる余地があり、中国ではその余地が小さい。この差が無効率にどの程度影響するかは、本書の資料からは判断できない。実務上の含意は、中国向けには、将来の限定に必要となる事項を従属項等として出願時に設計し、審査中の補正を経ても**登録時の請求項に確保しておく**ことである。対象論文が従属項の階層化を推奨するのは、この制度差に由来すると読める。

### 2.3　争訟構造

**【確認事実】**対象論文が引用する事例は、CNIPA の無効審決と、その後の行政訴訟における最高人民法院の判決（論文表記「最高裁知行終」）である[1]。日本では、無効審判とその審決取消訴訟（知財高裁）に加え、侵害訴訟において無効の抗弁（特許法 104 条の 3）を主張できる。

**【考察】**日本では明確性・記載要件の弱点が侵害訴訟の中で直接争点化しやすく、権利行使の場面での安定性と権利範囲の解釈（後述 3.1）が一体で問われる。

## 3. 論点別の比較

### 3.1　明確性：パラメータの定義と測定方法

**表 2　明確性の比較**

| 項目 | 中国 | 日本 |
|---|---|---|
| 規範 | 審査指南第 2 部第 2 章 3.2.2：パラメータは当業者が明細書の教示又は慣用手段により明確かつ確実に特定できるものであること。第 10 章 4.3：パラメータは明確であること[1] | 特許法 36 条 6 項 2 号。審査基準第 II 部第 2 章第 3 節 4.1.1：(1)機能・特性等の意味内容（定義、試験・測定方法）を当業者が理解できない場合、(2)技術常識から機能・特性等による特定が技術的に不十分であることが明らかな場合は不明確[12] |
| 実務の判断軸 | 当業者が正確に測定できる程度に記載されているか。前提としてパラメータの定義が唯一であること[1] | 明細書と技術常識から測定方法が定まり、測定値が定まるか。合理的な測定方法が複数あるときは、どの方法でも測定値が一定範囲に収まるか[11] |

| 項目 | 中国 | 日本 |
|---|---|---|
| 補完資料 | 公知常識性証拠（技術常識を示す証拠） | 技術常識、標準規格、業界の一般的方法、測定装置の説明書等。証拠は出願前公表が基本 [11] |
| 象徴的事例 | 標準規格（GB11986-1989）による測定方法を記載しても、サンプリング範囲や温湿度で値が変わるとして不明確（564757 号）。他方、JIS 記載で測定可能とした例（584505 号） | 内部ヘイズ値の測定方法が定まらず不明確（知財高判平成 24 年 12 月 25 日・平成 23（行ケ）10418）、平均粒子径の代表径が特定できず不明確（知財高判平成 29 年 8 月 30 日・平成 28（行ケ）10187）。他方、防眩フィルム（知財高判令和 5 年 3 月 27 日・令和 4（行ケ）10029 等）は審判段階の不明確判断を取消 [11] |

**【考察】**判断軸は同型であり、両国とも「定義の一義性」と「測定条件による値のばらつき」を問題にする。日本の判決は技術常識による測定条件の絞り込みを比較的重視し、審判段階の不明確判断を取り消した例もあるため、サンプリングや温湿度による値の差を理由に不明確とした中国の 564757 号よりは許容的にみえる。ただし比較できる事例数は限られ、一般化には留保が必要である。

日本で特に留意すべきは、測定方法の記載不足が、明確性要件違反による無効の問題に加え、侵害訴訟における請求項の解釈や充足性の問題にもなり得る点である。審判実務者研究会報告書 2025 は、測定方法が一義的に特定されない場合に、侵害訴訟で「従来知られたいずれの方法でも充足しなければ侵害にならない」とする裁判例が蓄積していると紹介している [11]。ただし、具体的な帰結は明細書の記載、技術常識、測定方法間の差などによって異なり、無効と非侵害のどちらが生じやすいかを比較する根拠は本書の資料にはない。

**共通の対策**：規格番号・版・規格内で選択した方法、サンプリング方法、温湿度等の測定条件、装置と設定、自己定義パラメータの算出式を明記する。研究会 2025 の推奨（規格に複数の方法があればどれを用いたかを記載する、「例えば〇〇を用いて」という例示的表現を避ける等）と対象論文の推奨は一致する。

## 3.2　新規性：「推定」と「一応の合理的な疑い」

**表 3　新規性の比較**

| 項目 | 中国 | 日本 |
|---|---|---|
| 規範 | パラメータにより引例と区別できない場合は同一と推定し、新規性なしと判断（審査指南第 2 部第 3 章 3.2.5）。化学製品で比較できず区別を確定できない場合も同様（第 10 章 5.3）[1] | 引用発明との厳密な対比ができない場合、新規性・進歩性が否定されるとの「一応の合理的な疑い」を抱いたときに限り拒絶理由を通知し、その疑いを拒絶理由通知の中で説明する（審査基準第 III 部第 2 章第 4 節 2.2.2）[2] |
| 推定・疑いの典型 | パラメータ以外の技術特徴が引例に開示され、原料と加工プロセスが類似する場合（論文） | (a)他の定義・測定方法へ換算すると同一、(b)測定条件は異なるが一定の関係があり包含の蓋然性が高い、(c)出願後に判明した構造が公知、(d)実施の形態と同一・類似の引用発明、(e)他の発明特定事項が共通し課題・効果も同一・類似で包含の蓋然性が高い（ハンドブック 3219）[14] |
| 出願人の反論 | 明細書のパラメータ実現手段と比較例によって限定作用と引例との区別を技術的に立証。追加比較例の補足提出も可能[1] | 意見書・実験成績証明書等で反論・釈明。反論が抽象的・一般的にとどまれば拒絶査定（ハンドブック 3219）[14] |

**【考察】**構造は同型で、審査側の推定に対して出願人が反証する。中国の「原料・加工プロセスが類似なら同一と推定」は、日本の類型(d)(e)や、製造方法による生産物の特定についての類型（ハンドブック 3223・3224）と同じ発想である。日本は類型が公表され、拒絶理由通知での説明も義務付けられているため、反証の対象を特定しやすい。

中国の事例 3（固有粘度を分子量・分子鎖の状態に結び付け、原料の相違から推定を否定）と事例 4（冷却速度という主要な技術手段が引例と共通で推定を維持）を対比すると、「パラメータを実現する主たる技術手段が引例と異なるか」が結論の分岐点になったと読める。**組成は同じで製造工程が違うためにパラメータが範囲外となる比較例**を明細書に置いておけば、中国では限定作用の立証に、日本では類型(d)(e)に対する反証材料になる。

## 3.3　進歩性：パラメータと技術効果の関連性

**表 4　進歩性の比較**

| 項目 | 中国 | 日本 |
|---|---|---|
| 規範 | 三歩法。独自パラメータで特定された発明に特化した規定はない（論文）。ただし選択発明の規定（第 2 部第 4 章 4.3(2)）は、有限な範囲内のパラメータ選択が常規手段で得られ、予期できない効果もなければ進歩性なしとする [5]。2026 年 1 月施行の 6.4 改正：技術方案全体で評価、課題解決に貢献しない特徴は通常進歩性に影響しない [6]。論文によれば難所は第 2 ステップで、パラメータと効果の関連性を確認できなければ、課題が「類似製品の提供」と認定されうる | 数値限定の特則：主引用発明との相違点が数値限定のみなら通常は進歩性なし。範囲内全体での顕著性が必要。課題が共通なら臨界的意義が必要、効果が異質なら不要（第 III 部第 2 章第 4 節 6.2）[2]。数値範囲の最適化・好適化は設計変更等として進歩性否定方向（第 2 節 3.1.2(1)(ii)）[7] |
| 効果の主張・立証 | 補足実験データは審査で参酌されるが、本発明の効果を証明するデータの補足は制限され、証明力も原明細書に劣る（論文）。補充データで証明する効果は開示内容から得られるものであること（審査指南第 2 部第 10 章 3.5.1、2021 年施行）[10] | 明細書に明記がなくとも、明細書・図面から当業者が推論できる効果は意見書等で主張・立証でき、推論できない効果は参酌しない（第 2 節 3.2.1(2)）[7]。予測できない顕著な効果の判断は最判令和元年 8 月 27 日（平成 30（行ヒ）69）に沿う（ハンドブック 3202）[14] |
| 事例・整理 | 561926 号（pH 範囲と香気保持の関連性を示すデータなし）、564483 号・587759 号（組成とパラメータの組合せを一体の技術手段と認めず） | 研究会 2024 はパラメータ・数値限定発明に関する 5 判決を検討し、技術的意義・課題・効果等の総合判断であり、有利な効果が予測できない数値範囲は容易想到になりにくいと整理 [17] |

**【考察】**中国は「課題の再設定」を通じて、日本は「臨界的意義・顕著な効果」を通じて、同じ問い、すなわち「そのパラメータ範囲でなければならない技術的理由が実証されているか」を立てている。

対象論文が事例 6 から導く比較例の設計、すなわち**組成要件は満たすがパラメータを満たさない比較例**と**組成要件は満たさないがパラメータを満たす比較例**を置き、両方を満たす場合にのみ効果が得られることを示す方法は、日本でもパラメータと効果の関連性を示す材料になる。ただし、日本で臨界的意義を立証するには数値範囲の内外での効果の量的な差を示す必要があり、そもそも臨界的意義が求められるかも相違点・課題・効果の性質によって異なる [2]。実験設計の共通化は検討に値するが、立証対象に応じた追加の検討が要る。

## 3.4　実施可能要件

### 表 5　実施可能要件の比較

| 項目 | 中国 | 日本 |
|---|---|---|
| 規範 | 専利法 26 条 3 項（「明確」かつ「完全」）。欠けている技術手段が発明の肝心な内容で、当業者が技術常識と明細書から実施できなければ違反（563221 号）。司法解釈の 3 類型（表 1 参照）[1)] | 特許法 36 条 4 項 1 号。物の発明は、作れ、使用できること。機能・特性等で特定する場合は具体的手段の記載が必要（技術常識で理解できる場合を除く）。標準的・慣用でない機能・特性等は定義又は試験・測定方法を示す。構造から機能・特性等を予測しにくい分野では過度の試行錯誤なく作れるかを問う（第 II 部第 1 章第 1 節 3.1.1）[13)] |
| 関連類型 | 理想条件下の計算式パラメータで実証データなし（563221 号）。相関する 2 パラメータを独立に制御する方法なし（567371 号） | 技術的手段相互の関係が不明確（3.2.1(2)）、製造条件等の数値が記載されていない（3.2.1(3)）、達成すべき結果による物の特定（5.2）[13)] |
| 後出しデータ | 論文は、記載要件違反を指摘された後の対応余地は限られる（請求項の縮減、技術的説明、実験データの補足など）とする | 実験成績証明書で記載不足を補っても拒絶理由は解消しない。出願時の技術常識の下で記載が十分であることの裏付けにのみ使える（4.2）[13)] |

**【考察】**規範は実質的に同じである。中国司法解釈の類型(2)「実施しても課題を解決できない」と(3)「過度の試行錯誤」は、日本では実施可能要件の「使用できる」だけでなく、サポート要件（課題解決の認識）でも扱われる領域であり、両国とも実施可能要件とサポート要件が表裏一体で争われる（対象論文注 4 も同旨）。

567371 号型（相関する複数パラメータの独立制御）は、日本でも「技術的手段相互の関係が不明確」や過度の試行錯誤の問題として争点化しうる。他方、50123 号のように「一般的なパラメータ＋影響因子の列挙」で足りるとされた判断は、日本の「技術常識で理解できる場合」と整合的である。ただし対象論文自身、無効請求人の証拠次第で評価が変わりうると留保している。

## 3.5　サポート要件

### 表 6　サポート要件の比較

| 項目 | 中国 | 日本 |
|---|---|---|
| 規範 | 専利法 26 条 4 項。請求項の範囲に課題を解決できない技術内容が含まれ、それを排除するのに過度の試行錯誤を要すれば違反 [1)] | 特許法 36 条 6 項 1 号。違反類型は(1)記載も示唆もない、(2)用語不統一、(3)拡張ないし一般化できない、(4)課題解決手段が反映されていない（第 II 部第 2 章第 2 節 2.2）[18)]。数式で示すパラメータは、範囲と効果の関係の技術的意味を具体例なしで理解できる程度に記載するか、範囲内で効果が得られると認識できる程度に具体例を開示することを要する（偏光フィルム大合議）[9)] |
| 数値範囲 | 上限が特定されずモーター効率が著しく低下する範囲を含むとして違反（(2023)最高法知行終 37 号）。実施例 1.24～6.09 に対し請求範囲 0.8～10 等で違反、一方当事者作成の実験成績証明書は不採用（同 1083 号）[1)] | 研究会 2025（参加者の見解で特許庁の公式見解ではない）：演繹的な推論で課題解決を十分説明できる場合は、効果発揮上最も不利な 1 点を実証すれば足りるのではないかとの意見でほぼ一致。機序が不明で帰納的に導くなら、構成要件の種類や数値を網羅した実施例が必要。一般的な類型化には慎重であるべきとの意見もある [19)] |
| 性能（効果）パラメータ | 発明全体の効果を表す性能パラメータを請求項に入れると「効果特徴」とされ、組成特徴で特定される全態様がそれを達成すると予測できなければ違反（586177 号）。考え方は欧州審査ガイドライン F-IV 4.10 と実質一致（論文注 5） | 達成すべき結果による物の特定は実施可能要件の問題となりうる（第 II 部第 1 章第 1 節 5.2）[13)]。所定の試験法で測定したエネルギー効率のみで特定したハイブリッドカーは、特定が技術的に不十分で不明確（第 II 部第 2 章第 3 節 4.1.1(2)例 3）[12)] |
| 後出しデータ | 論文は、2017 年改正でサポート要件を証明する追加実験データの提出が認められたとし、行政訴訟では一方的に提出された証明書の証明力が高く認められない場合があるとする。なお、CNIPA の 2021 年解説は補充データの対象として進歩性（専利法 22 条 3 項）・十分な開示（26 条 3 項）等を挙げており、サポート要件（26 条 4 項）との関係は原文で要確認 [8)] | 出願後の実験データで記載外を補足し拡張・一般化することは、特許制度の趣旨に反し許されない（偏光フィルム）[9)]。審査基準も同旨（第 II 部第 2 章第 2 節 3.2.1）[18)] |
| 無効時の回避 | 請求項記載の特徴による限定しかできず、完全無効のリスクが高い（2.2 参照） | 明細書等の記載範囲内で減縮訂正が可能（2.2 参照） |

**【考察】**中国の判断枠組み（課題を解決できない態様を排除するのに過度の試行錯誤を要するか）は、偏光フィルム大合議の「課題を解決できると認識できる範囲か」というアプローチと親和的である。ただし日本では、フリバンセリン判決（知財高判平成 22 年 1 月 28 日）が、サポー

ト要件の判断で実施可能要件と同じ手法を用いると二重の判断になるとして、薬理データの記載を必須としない判断を示しており[20]、裁判例に一定の振れ幅がある。

研究会 2025 の「演繹的ロジック／帰納的ロジック」という整理[19]は、対象論文の「メカニズムを明瞭に説明できない発明ほど実施例の記載が極めて重要」という指摘と符合する。もっとも、実際の判断は、機序の説明、技術常識、実施例等を総合して、請求範囲全体について課題を解決できると認識できるかを検討するものであり、研究会でも一般的な類型化への慎重意見や、技術常識による補足の可能性が示されている。機序の説明が乏しい場合ほど実施例の量と配置の比重が高まる、という程度に理解するのが妥当である。

大きな差の一つは訂正の幅である（2.2）。中国では、実施形態の最小値・最大値で限定した従属項や、好ましい下位組成を階層的に記載した従属項を出願時に設計し、登録時の請求項にも確保しておくことが、無効時の限定の主な根拠になる。

## 3.6　後出し実験データの扱い（横断比較）

**表 7　後出し実験データの比較**

| 局面 | 中国 | 日本 |
|---|---|---|
| 記載要件 | 開示の十分性は原明細書と請求の範囲の記載で判断。出願日後に補充された実験データは審査対象だが、証明する技術効果は当業者が出願の開示内容から得られるものに限る（審査指南第 2 部第 10 章 3.5.1。第 10 章は化学分野の発明に関する規定）[10,8] | 記載不足を補って拡張・一般化することは不可[9,18]。出願時の技術常識の下で記載が十分であることの裏付けとしては使える[13] |
| 進歩性 | 補充データは進歩性の審査でも審査される（2021 年改正で追加された医薬分野の例）[8] | 明細書・図面から推論できる効果に限り参酌[7] |
| 新規性の推定・疑いへの反論 | 追加比較例の補足提出は可能[1] | 意見書・実験成績証明書等で反論・釈明[14] |
| 証拠の信用性 | 一方当事者が作成した実験成績証明書が、評価者・時期・再現性の点から採用されなかった例（1083 号）。第三者機関による追試は現実的でない場合も多い[1] | 研究会 2025 は、明確性の立証に用いる専門家意見書について根拠文献を示すことが重要と指摘[11] |

**【考察】**出願後の実験データは、証明対象を区別して扱う必要がある。進歩性については、当初明細書等に記載された効果、又はその記載から当業者が推論できる（中国では開示内容から得られる）効果を裏付ける資料として提出する。新規性については、引用発明との相違を示す資料としての利用も検討できる。他方、当初開示に欠ける技術的内容を新たに補って記載要件を事後

的に充足させることとは区別しなければならない。効果やその評価方法が当初明細書から読み取れなければ、後出しデータで救済される余地は小さい。

なお、中国の 3.5.1 は第 2 部第 10 章（化学分野の発明特許出願の審査に関する規定）に置かれた審査原則であり、3.5.2 はその医薬分野での適用例である。医薬に限られないとはいえるが、化学以外の分野への適用は別途、関連規定・実務上の根拠を確認する必要がある。

## 4. 統計からみた位置づけ

**【確認事実】**対象論文は、「パラメータ」をキーワードに含む無効審決について次の数値を示す[1)]。

**表 8　中国：パラメータ発明に関する無効審決の無効率（対象論文）**

| 指標 | 前期間 | 後期間 |
|---|---|---|
| 新規性・進歩性：全部無効の割合 | 2000～2020 年：約 42% | 2021～2025 年：約 56% |
| 実施可能要件：完全無効率 | 1992～2021 年：118／373 件＝31.6% | 2022～2024 年：52／131 件＝39.7% |
| サポート要件：完全又は一部無効率 | 1992～2021 年：506／1,165 件＝43.4% | 2022～2024 年：233／438 件＝53.2% |

注：実施可能要件・サポート要件の数値は、無効理由に当該要件を含む審決について、具体的な無効事由を問わず無効とされた件数を計上したもの（論文注 3）。割合は表記の件数から再計算して一致を確認した。

日本については、パラメータ発明に限定した公的統計は確認できなかった。参考として、特許無効審判全体の最終処分件数を示す[21)]。

**表 9　日本：特許無効審判の最終処分件数（全分野）**

| 年 | 請求成立（一部成立含む） | 請求不成立（却下含む） | 取下・放棄 | 審決に占める成立割合（筆者計算） |
|---|---|---|---|---|
| 2022 年 | 16 | 58 | 41 | 21.6% |
| 2023 年 | 12 | 68 | 24 | 15.0% |
| 2024 年 | 14 | 38 | 35 | 26.9% |

注：成立割合＝請求成立／（請求成立＋請求不成立）として筆者が算出。取下・放棄を除いた最終処分に占める請求成立の割合であり、一般的な意味での「特許が無効になる確率」ではない。

**【考察】**母集団も集計方法も異なるため、直接比較はできない。中国の数値は「パラメータ」をキーワードに含む審決を無効理由別に集計したもの、日本の数値は全技術分野の無効審判全体である。また、対象論文の収集範囲では無効割合が上昇しているが、案件構成、争われた特許、

集計期間等の影響は分離されておらず、審査の厳格化の程度や原因を確定するものではない。日本との優劣を論じる根拠にもならない。

## 5. 実務への示唆：日中共通の明細書設計

**【考察】**以上の比較から、日中両国で権利化と権利の安定性を確保するために充実させるべき技術的開示を整理する。これらは日中共通のリスク低減策となるが、中国で要件を満たすことが日本での要件充足を保証するものではない（逆も同様）。請求項の構成、補正・訂正の余地、権利行使時の解釈は、各国の制度に応じて別途検討する。

**表 10　日中共通の明細書設計チェックリスト**

| # | 記載事項 | 中国での意味 | 日本での意味 |
|---|---|---|---|
| 1 | パラメータの定義（算出式）、測定方法・測定条件（規格の番号・版・選択した方法、サンプリング、温湿度、装置と設定） | 明瞭性（53229 号・564757 号型の拒絶の回避） | 明確性（測定値が方法によって大きく異なる類型の回避）、侵害訴訟での請求項解釈・充足性をめぐる争いの低減 |
| 2 | パラメータを実現する手段（原料・製造条件・調整方法）、相関するパラメータの独立制御方法 | 実施可能要件（司法解釈類型(1)、567371 号）、新規性（実現手段の相違による区別） | 実施可能要件（3.1.1、3.2.1(2)(3)）、「一応の合理的な疑い」類型(d)(e)への反証 |
| 3 | 範囲内外の実施例・比較例（組成内×パラメータ外、組成外×パラメータ内を含む） | 進歩性（関連性の立証、564483 号型）、新規性（限定作用） | 臨界的意義・顕著な効果、サポート要件（帰納的ロジック） |
| 4 | メカニズム・技術的意義（なぜその範囲で効果が出るか） | 進歩性第 2 ステップ、サポート要件 | サポート要件（演繹的ロジック）、進歩性の技術的意義 |
| 5 | 上限・下限の明記、実施例の最小値・最大値近傍で限定した従属項 | サポート要件（最高法知行終 37 号・1083 号） | 明確性（上限又は下限のみの数値範囲）、サポート要件 |
| 6 | 性能（効果）パラメータを用いる場合は、達成すべき結果の提示だけにならないようにし、その意味・測定方法、実現する技術的手段、請求範囲を裏付ける開示を確保する。構造・組成等による限定との組合せを検討する | サポート要件（586177 号の「効果特徴」判断のリスク） | 機能・特性等による特定は一律に排除されないが、明確性（4.1.1）、実施可能要件（達成すべき結果による特定）、サポート要件類型(4)が問題となりうる |
| 7 | 好ましい下位組成・構造を階層化した従属項（出願時に設計し、登録時の請求項にも確保） | 無効時の限定の主な根拠（登録時の請求項に含まれる特徴が基礎） | 明細書の記載でも減縮訂正を検討できるが、従属項は権利行使や訂正の審理を容易にする |
| 8 | 効果の評価方法と評価結果（データ） | 実施可能要件（585002 号）、補充データ参酌の前提 | 後出しデータ参酌の前提（推論可能性） |

**拒絶理由通知への応答（出願後）**

- **中国**：不明瞭の指摘には明細書の文脈と公知常識性証拠で反論する。新規性の推定には、パラメータ自体の特性と他の技術特徴との関係から技術面で引例との区別を示し、必要に応じ追加比較例を提出する。進歩性では補足データを用いるが、開示内容から得られる効果の確認にとどまり、万能ではない。
- **日本**：「一応の合理的な疑い」には、具体的な比較実験（引用発明の追試を含む）を実験成績証明書で示す。抽象的・一般的な反論では拒絶査定となる。明確性の指摘には、技術常識・標準規格・装置説明書等の出願前の証拠で測定条件が定まることを示す。
- **共通**：補足データは証明対象を区別して準備する。進歩性では、当初明細書等に記載された効果、又はその記載から推論できる（中国では開示内容から得られる）効果の裏付けとして用いる。新規性では引用発明との相違を示す資料として用いる。いずれも、当初開示に欠ける技術的内容を補って記載要件を事後的に充足させる手段にはならない。

## 6. 総括

対象論文は、無効審決と最高人民法院の判決を素材に、中国のパラメータ発明の審査で「パラメータと技術効果の関連性」の立証が重視されていることを示した。日中のパラメータ発明実務には、パラメータの定義・測定方法、実現手段、技術的意義、請求範囲を裏付ける実施例等を重視するという共通点がある。他方、具体的な要件判断、補正・訂正の許容範囲、権利行使時の解釈は同一ではなく、一方の国の基準を満たせば他方も満たすとはいえない（考察）。

実務上は、共通の技術的開示と証拠を充実させたうえで、各国の制度に応じて請求項を設計することが重要である。特に中国では、無効手続での限定に備える事項を、出願時に検討するだけでなく登録時の請求項にも確保する。出願後の実験データについては、その証明対象と当初開示との関係を明確にし、記載不足を自由に補えるものとして扱わない。あわせて、中国の 2026 年 1 月施行の進歩性規定の改正が、パラメータ発明の審決・裁判例にどう反映されるかを注視する必要がある（考察）。

## 7. 留意事項・未確認事項

- 中国の審査指南・無効審決・最高人民法院判決の内容は対象論文に依拠し、中国語原文とは照合していない。ただし、2017 年改正による無効手続での訂正の制限 [3]と、2021 年施行の補充実験データ規定 [10,8]は CNIPA 公表資料で確認した。
- 対象論文が参照する審査指南は 2023 年版である。その後、2026 年 1 月 1 日施行の改正（局令第 84 号）があり、改正内容は CNIPA 公表資料で確認した [6]。対象論文の公開 URL は確認していない。
- 中国審査指南の選択発明規定（第 2 部第 4 章 4.3(2)）は二次掲載ページで条文を確認した。CNIPA の審査指南全文 PDF は本環境から取得できず、2023 年版・2026 年改正後の文言とは照合していない [5]。同様に、無効手続での修正原則（第 4 部第 3 章 4.6）の条文そのものは照合しておらず、CNIPA の 2017 年解説 [3]と最高人民法院(2023)最高法知行终 1059 号の解説（転載ページ）[16]に依拠した。
- 日本の審査基準・審査ハンドブックは 2026 年 11 月時点の公表版を参照した。令和 8 年改訂（同年 7 月 1 日以降の審査に適用）はパラメータ発明に関する部分を対象としていない [15]。
- 審判実務者研究会報告書は、産業界・弁理士・弁護士・審判官等の参加者の見解であり、特許庁の公式見解ではない [22]。
- フリバンセリン判決は二次掲載ページで内容を確認しており、裁判所サイトの判決本文とは照合していない。
- 対象論文の 1083 号の記述には、追加の実験成績証明書を提出した当事者について文意の不整合がみられるため、本書では「一方当事者が作成した」とのみ記載した。
- 表 9 の成立割合は筆者の計算による。

## 参考文献

1) 朱丹・王銘浩「中国審査実務におけるパラメータ発明に関わる拒絶理由への対応策」パテント Vol.79 No.9（2026）51–62 頁（原稿受領 2026 年 2 月 13 日）。※公開 URL 未確認（ご提供 PDF に依拠）

2) 特許庁「特許・実用新案審査基準」第 III 部第 2 章第 4 節「特定の表現を有する請求項等についての取扱い」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0204.pdf

3) 国家知识产权局「新版《专利审查指南》修改答疑」（2017 年 4 月 6 日）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2017/4/6/art_2651_167333.html

4) 特許庁「審判便覧」38-03「訂正要件」 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/document/sinpan-binran/38-03.pdf

5) 专利审查指南 第二部分第四章 4.3「选择发明」(2)。※CNIPA 公表の審査指南全文 PDF は本環境から取得できず、条文は二次掲載ページで確認（2023 年版での文言は未照合）：
https://www.sohu.com/a/154098898_610491

6) 国家知识产权局「国家知识产权局关于修改〈专利审查指南〉的决定」（局令第 84 号、2025 年 11 月 14 日公布、2026 年 1 月 1 日施行） https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/14/art_99_202568.html

7) 特許庁「特許・実用新案審査基準」第 III 部第 2 章第 2 節「進歩性」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202.pdf

8) 国家知识产权局「《专利审查指南》第二部分第十章修改解读」（2021 年 1 月 11 日）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/1/11/art_66_156156.html

9) 知財高判平成 17 年 11 月 11 日（平成 17 年（行ケ）第 10042 号）〔偏光フィルムの製造法・大合議〕
https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/file/17-10042.pdf

10) 国家知识产权局「国家知识产权局关于修改〈专利审查指南〉的决定」（局公告第 391 号、2021 年 1 月 15 日施行）（JETRO 掲載 PDF）
https://www.Jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/section20210115_rev.pdf

11) 特許庁「審判実務者研究会報告書 2025（本編）」事例研究 1 テーマ 1（特許機械 1）「測定方法と明確性要件」
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/01_machinery1.pdf

12) 特許庁「特許・実用新案審査基準」第 II 部第 2 章第 3 節「明確性要件（特許法第 36 条第 6 項第 2 号）」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0203.pdf

13) 特許庁「特許・実用新案審査基準」第 II 部第 1 章第 1 節「実施可能要件」（HTML 版）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/02_0100.html

14) 特許庁「特許・実用新案審査ハンドブック」第 III 部（3202、3219、3220、3223、3224）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/03.pdf

15) 特許庁「特許・実用新案審査基準の改訂について（令和 8 年 6 月 25 日、令和 8 年 7 月 1 日以降の審査に適用）」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei2/r8_shinsa_kijun_kaitei.html

16) 最高人民法院知識産権法廷「对权利要求作“进一步限定”修改方式的理解」（(2023)最高法知行终 1059 号、2024 年 12 月 20 日判決）。原掲載 https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-4589.html はアクセス制限のため未取得。確認に用いた転載ページ： https://www.ciplawyer.cn/articles/157506.html

17) 特許庁「審判実務者研究会報告書 2024（本編）」事例研究 1 テーマ 2（特許化学 1）「パラメータ・数値限定発明の進歩性の判断」
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2024_houkokusyo/01_chemistry1.pdf

18） 特許庁「特許・実用新案審査基準」第 II 部第 2 章第 2 節「サポート要件（特許法第 36 条第 6 項第 1 号）」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0202.pdf

19） 特許庁「審判実務者研究会報告書 2025（要約）」
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2025_houkokusyo_youyaku.pdf

20） 知財高判平成 22 年 1 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10033 号）〔フリバンセリン〕※判決本文は裁判所サイトで未照合。確認に用いた二次掲載ページ： https://www.ne.jp/asahi/nara/phoenix/IPHcourtH22-01-28.html

21） 特許庁「特許行政年次報告書 2025 年版」第 2 部第 1 章「総括統計」6.(3)無効審判
https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/document/index/0200.pdf

22） 特許庁「審判実務者研究会 2025 を開催し、報告書を公表しました」（2026 年 3 月 19 日）
https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202603/2026031901.html